

## 白岡市の自治基本条例に関する調査にご協力をお願いします

白岡市では、「市民主体のまちづくり」を実現するため、平成23年10月1日に「白岡市自治基本条例」を施行しました。

この条例では、まちづくりの主体である「市民」と、その推進役である「議会」、そして実行役である「行政」がそれぞれの役割を分かち合い、協力し合い、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を目指すことを理念としています。

このアンケートは、市民の皆さんの自治基本条例の認知度などを確認し、市が自治基本条例の理念に基づき、「参画」と「協働」のまちづくりを推進していくための基礎資料とすることを目的として実施するものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本アンケート調査の趣旨をご理解いただきまして、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成28年 月

白岡市 市民生活部 地域振興課

### アンケート調査票の記入・返送方法について

- 1 このアンケートは、平成28年 月 日現在の住民基本台帳を基に、16歳以上の市民の方を対象として、無作為に2,000人を抽出して実施しています。
- 2 回答は、調査票に直接、黒のボールペンなどでご記入ください。
- 3 回答は、設問ごとに当てはまると思う番号に○印をつけてください（なお、設問の中には、具体的に記述していただく箇所もあります。）。
- 4 ご記入が終わりました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、  
月 日（ ）までに投函してください（切手を貼る必要はありません。）。
- 5 ご不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

#### 問い合わせ先

白岡市 市民生活部 地域振興課 市民協働担当  
電 話 0480-92-1111 内線 382・383  
E-mail chiiki@city.shiraoka.lg.jp